

《記入例① 退職により、未徴収税額を一括で納入する場合》

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

御注意
3 2 1
黒のボールペン又はブルーボールペンで記入してください。
欄の枠内に「1」と記載する者には、新しい勤務先において特別徴収継続の場
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

令和××年〇〇月△△日 提出 常総市長 殿		所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度 ※市町村処理欄	
フリガナ イバラキ イチロウ		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		特別徴収義務者 指定番号 12345	
氏名 茨城 一郎		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		宛名番号 00025	
生年月日 昭和50年1月1日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		所属 人事課人事労務係	
個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		担連絡者先 氏名 特徴 花子	
受給者番号 108		1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1		電話 000-000-0000 内線(123)	
異動後の住所 〇〇県××市△△3-2-1		(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000 円		(イ) 徴収済額 35,600 円	
異動年月日 R××年 1月 8日		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 104,400 円		異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	
異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収		異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)		異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収	

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規	法人番号	新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から
所在地	〒	担当者連絡先 所属 氏名 電話	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括 徴収が基本となります。
フリガナ		内線()	
氏名又は名称			

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月 9 20 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
----	--	-----------------	----------------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 3. 死亡による	8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)	※市町村記入欄
----	---	--	---------

【提出先】 〒303-8501